

## 東海道戸塚宿まちづくりルール

### 第 1 章 基本理念と区域

#### (まちづくりルール策定の背景)

#### 第 1 条

戸塚は旧東海道の宿場町として発展した歴史あるまちです。唯一の幹線道路である国道 1 号は、JR 東海道本線を横切る通称「開かずの踏切」によって地区の東西の連絡が阻害されていました。そこで、戸塚駅前地区中央土地区画整理事業により、鉄道と立体交差（アンダーパス）する都市計画道路柏尾戸塚線が整備されるとともに周辺のまちづくりが進められ、宅地の整備も進んできました。

戸塚らしい街並み整備を進めるため、平成 20 年 3 月には戸塚駅前中央地区地区計画を策定、平成 20 年 4 月には「旧東海道みちづくり計画」を策定するなど旧東海道宿場町としての特性を活かしたまちづくりも進められてきました。平成 19 年以降、使用収益開始された各街区の地権者でガイドラインを策定し、その後は各街区でガイドラインを遵守しながらまち並みが形成されてきました。今後は旧東海道戸塚宿としての一体的な特性を地区で共有してまちづくりを進めるため、街区単位のガイドラインをベースにして新たに「東海道戸塚宿まちづくりルール」を策定し、それを地域住民のちからで守りながら、戸塚宿らしいまちづくりを行っていきます。

#### (目的)

#### 第 2 条

旧東海道戸塚宿としての文化をベースに、おもてなしの心と地域コミュニティを大切にし、にぎわいのある地域まちづくりを推進します。

#### (名称)

#### 第 3 条

このルールの名称は、「東海道戸塚宿まちづくりルール（以下「本ルール」という。）」とします。

#### (まちづくりの基本理念)

#### 第 4 条

まちづくりの基本理念は、「ゆっくりとした時の中で、戸塚の文化を、おもてなしと誇りで伝える“宿・場・町”をつくり育てます」とし、以下の各号に留意してまちづくりを進めます。

一 旧東海道（戸塚宿）としての文化の薫る、新しい“宿”を育てます。

お客様の滞留を促すような個性的で魅力あるまちなみを形成するため、建築物の形態意匠の基準を定め、旧東海道沿道や近接街区で線的・面的な統一感を創出します。

二 ゆっくりとした時の中にある、おもてなしの“場”を創ります。

旧東海道や緑の軸の沿道を楽しく快適な商業空間を形成するため、安全・衛生に配慮しつつ、にぎわい広場や公園と近接街区との一体感や連続性を創出します。

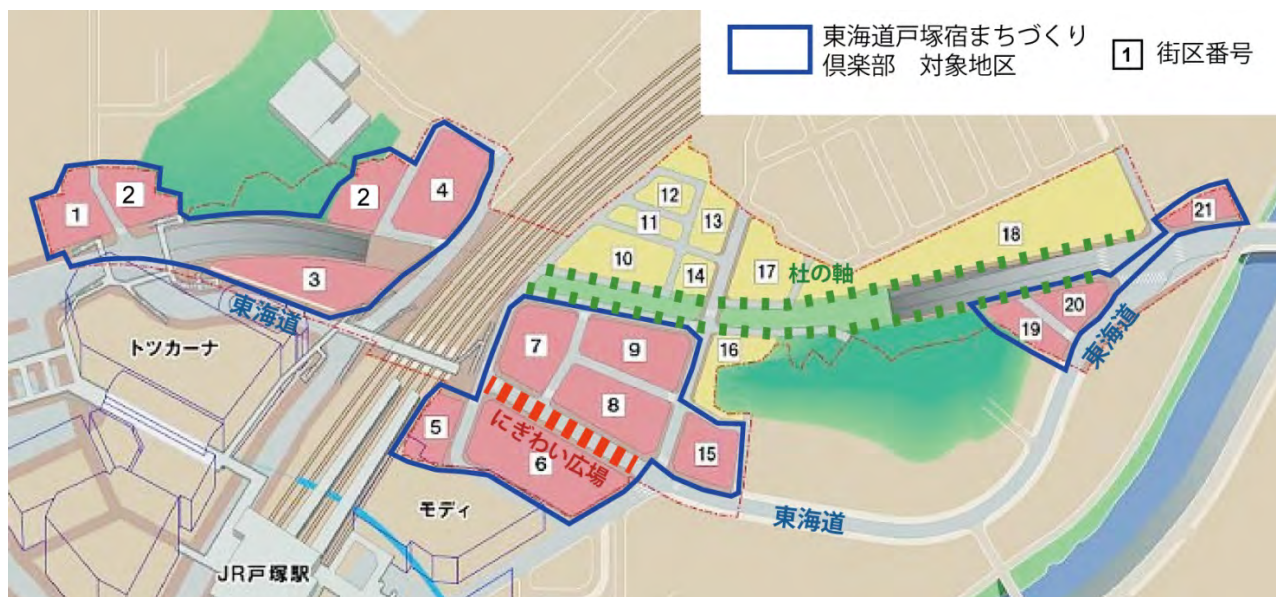
三 コミュニケーションを生み、育て、地域の人々が誇りを持てる“町”をいとなみます。

まちの歴史に誇りを持ち、次世代に引き継いでいきたい魅力ある商業空間と地域社会をつくっていくため、地域の住民、事業者一人ひとりが住民としての自覚を持って生活マナーを守り、積極的にまちづくりに参加・協力します。

### (対象区域)

#### 第5条

本ルールの対象区域は、横浜市戸塚区戸塚町、吉田町、矢部町のうち、次の図に示す範囲とします。



## 第2章 建築物に関する基準等

### (建築物に関する基準等)

#### 第6条

まちづくりの基本理念を実現するため、建築物、工作物、屋外広告物等に関して必要な基準及び生活環境等についてのマナーを第7条から第10条のとおり定めます。

また、それぞれの参考イメージ例を別図に示します。

### (建物の形態)

#### 第7条

建物の形態は、次に定めるとおり、隣り合う建物と協調し、東海道沿道としての一体性を演出しましょう。東海道に接していない街区でも、隣接街区との景観的な連続性に配慮しましょう。

2 連続性のあるまち並みづくりのため、次の各号に定めるとおりとしましょう。

(別図1 参照)

- 一 ヒューマンスケールに配慮し、圧迫感を軽減するため、長い壁面は分節化するよう努めましょう。(別図1 参照)

※ヒューマンスケールとは、「人の身長や手足の長さ、歩幅など、人間の体の大きさを基準とした空

間の尺度」を言い、概して人が自然に感じ取れる範囲の空間、落ち着きのある空間などを指します。

- 二 まち並みの連続性を形成するため、隣り合う建物と1階の軒の高さなどを揃えるように努めましょう。また、隣接宅地と高低差がある場合は、前面道路の勾配に沿って隣り合う建物と軒の高さの連続性をつくるように努めましょう。(別図1 参照)
- 3 にぎわいのあるまち並みづくりのため、次の各号に定めるとおりとしましょう。
  - 一 建物1階部分の店舗前は、壁面を後退し、引き込み空間を設けるよう努めましょう。特に東海道沿道の街区では、隣り合う建物とできるだけ連続させるよう努めましょう。(別図1 参照)
  - 二 東海道沿道の街区では、1階店舗前の引き込み空間と、2階以上への入口が緩衝しないよう努めましょう。(別図1 参照)
  - 三 回遊性を向上させるため、次に掲げるとおりとしましょう。
    - ア 店舗の間口を出来るだけ大きく、開放感のある設えとするよう努めましょう。
    - イ 並行する2つ以上の道路に接する敷地は、通り抜け空間や中庭空間をつくり、両方の道路に入口を設けるよう努めましょう。(別図2 参照)
    - ウ 1階部分は、人々の滞留を促すような用途にするよう努めましょう。例として、カフェ、レストラン、美容院などがあげられます。
  - 四 人の流れやにぎわいが前面道路から見えるように、東海道沿道の街区では、バルコニーの設置やガラスなどの透過性の高いものとするように努めましょう。
  - 五 角地の建物は街区を象徴する役割となるように、店舗の入口、ディスプレイ空間、植栽空間などを設けるよう努めましょう。ただし、15街区の東海道に面していない敷地はこの限りではありません。(別図3 参照)
  - 六 高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全・安心に生活・買い物できるように、建物入口の段差をなくす等のバリアフリー化に努めましょう。(別図1 参照)

#### (まち並み景観)

#### 第8条

良好で快適なまち並み景観づくりのため、次の各項に掲げるとおりとしましょう。

- 2 快適なまち並みをつくり保持するため、次に掲げるとおり、歩いている人々との接点をもつ空間や店前の設えを工夫し、にぎわいを創出しましょう。
  - 一 東海道沿道の街区では、引き込み空間をオープンカフェや休憩スペースとするよう努めましょう。(別図4 参照)
  - 二 店舗前や壁面、屋上、バルコニーを季節の草花で飾るよう努めましょう。(別図1 別図5 参照)
  - 三 店前にベンチを設置するよう努めましょう。
  - 四 7街区及び9街区の杜の軸に面する敷地では、杜の軸との一体感や連続性を考慮し、樹木や植栽を配置するなど、積極的な緑化に努めましょう。
  - 五 19・20・21街区の杜の軸に面する敷地は、歩道に面して生け垣や植栽を設けるなど、公園や斜面緑地との緑の連続性に努めましょう。
- 3 夜間も安全・安心なまち並みづくりのため、次に掲げるとおり、夜間であっても楽しく安全に歩

けるまちを目指し、照明を工夫しましょう。

- 一 建物や看板を上品にライトアップするよう努めましょう。(別図6 参照)
  - 二 建物の軒下などに通りに面して照明を設置し、閉店後も点灯するよう努めましょう。通りから見える照明の色温度は2500~3000K(ケルビン)程度とし、暖かみのある夜間の通りを演出するよう努めましょう。(別図1 別図7 参照)
  - 三 屋外照明のデザインは、街区や通り単位で調和のあるものとなるよう努めましょう。特に東海道沿道の街区では、提灯や行灯など、和のかたちをモチーフとした照明を街区や通り単位で工夫するよう努めましょう。(別図8 参照)
  - 四 通りに面しては、できるだけ暗がりをつくらぬよう、建築デザインや照明の工夫に努めましょう。すき間が生じる場合は、通りの景観に配慮しつつ、一般の人が入り込まないようにふさぐなどの工夫に努めましょう。(別図1 別図9 参照)
  - 五 シャッターは、閉店後も明るく楽しいまち並みになるよう、透過性のあるものにし、ペイントを施すなどの工夫に努めましょう。(別図10 参照)
- 4 美観に配慮したまち並みづくりのため、次に掲げるとおり、通りに商いや生活の煩雑が見えないように、隠したり、積極的にデザインするなどの工夫をしましょう。
- 一 共同住宅がある場合は、専用の駐輪場を設けるよう努めましょう。
  - 二 駐車場、駐輪場は、人の視線が通り車両を隠さない範囲で緑化に努めましょう。(別図11 参照)
  - 三 共同住宅がある場合は、専用のゴミ置き場を設けるよう努めましょう。
  - 四 ゴミ置き場を設置する場合は、目立たない位置に設置するか、清潔に明るくデザインするよう努めましょう。ゴミ出しの場所や時間について、近隣で協力して取り決めを行っていくよう努めましょう。(別図12 参照)
  - 五 室外機などの設備類は通りに露出しないよう、美観に配慮し、建築の内部に取り込む、囲いをつけるなどデザインの工夫に努めましょう。(別図13 参照)

#### (建築物・工作物の素材・色彩)

#### 第9条

建築物・工作物(門、門扉、塀、柵、擁壁及び立体駐車場を指す。以下同じ。)の素材・色彩・形は、まち並みの統一感を創出するため、次に定めるとおり、周辺の自然環境やまち並みと調和したものとしましょう。

- 2 建物外壁及び工作物の総面積の5分の4以上は、隣り合う建築物等との対比感を軽減し、かつ、戸塚らしい暖かみのある色彩とするため、下記の範囲の色彩としましょう。  
マンセル表色系 R(赤系)・YR(黄赤系)・Y(黄系) 彩度3以下  
※使用できる色彩の範囲については、「(別紙1) 外壁の色彩の制限」を参照。
- 3 建物外壁は、ヒューマンスケールに配慮し、低層部を強調して圧迫感を軽減するため、3階以上の建物の場合、素材を高層部(3又は4階以上)と低層部で区分するよう努め、色彩は高層部は低層部より明度の高いものとしましょう。(別図1 別図14 参照)
- 4 建物外壁の素材は、耐久性や日常の維持・管理のしやすさや、美しい経年変化を考慮したものとするよう努めましょう。
- 5 屋根の色彩については、基調色の明度は6以下となるようにしましょう。

6 屋外広告物については、次の各号に定めるとおりとしましょう。

- 一 1つの建物に複数の店舗がある場合は、看板は出来るだけ一カ所に集約して設置し、屋外広告物が煩雑なものにならない様な工夫に努めましょう。(別図16 参照)
- 二 東海道沿道の街区では、「木」の看板や「のれん」類など、和のかたちや素材を取り入れた屋外広告物のデザインの工夫に努めましょう。(別図17 参照)
- 三 19・20・21 街区で屋上看板を設置する場合、看板の高さを5m以下(建物の高さの2分の1が5m以下の場合、建物の高さの2分の1以下とします。)で表示面積を10㎡以内とするよう努めましょう。また、建物の壁面と一体的なデザインとするなど、周辺の景観への配慮に努めましょう。(別図18 参照)

#### (地域コミュニティの活性化)

#### 第10条

土地・建物所有者は、当該土地・建物に関する事業者、居住者に対して、積極的にまちづくりに参加・協力するよう十分な説明に努めましょう。

- 2 地区全体を「おもてなしの場」としていくため、事業者、居住者一人ひとりが自覚を持って騒音や放置自転車、道路にはみ出した陳列・立看板・昇り旗などに注意し、生活マナーの向上に努めましょう。

### 第3章 ルールの運営主体および運営状況の報告

#### (運営主体)

#### 第11条

本ルールは、東海道戸塚宿まちづくり倶楽部(以下「倶楽部」という。)会則に沿って運用する。

#### (運営状況の確認と報告)

#### 第12条

倶楽部は、本ルールの遵守状況等について、まちの巡回を行うなどしてチェックする。

- 2 本ルールの運用状況については、個人情報等に配慮したうえで、倶楽部が発行するニュース等にて報告する。

### 第4章 建築等の行為の届け出と審査

#### (建築計画書の提出)

#### 第13条

次の各号に掲げる行為を行おうとする建築主等は、予め、事業の内容を記載した「建築等計画書(様式1)」及び「チェックシート(様式2)」を各2部作成し、倶楽部の会長に提出しなければならない。

- 一 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築
- 二 工作物の建設及び設置
- 三 建築物又は工作物の外観の変更

#### (近隣説明)

#### 第14条

建築主等またはその代理人は、近隣地権者等に対し、前条の建築計画等の説明を行うものとする。

2 近隣の範囲は、対象敷地の両隣、正面（両隣を含む範囲の正面に該当する敷地）、背面の敷地とする。（別図19 参照）

3 近隣地権者等への説明を終了したときは、「近隣説明実施報告書（様式3）」を作成し、倶楽部の会長に提出するものとする。

#### （意見書の提出）

##### 第15条

近隣地権者等は、前条の規定により建築主等が行う説明に誠意をもって応じるものとする。

2 近隣地権者等は、建築主等が行う説明に意見があるときは、当該説明を受けた日から1週間以内に倶楽部の会長あてに「建築等計画意見書（様式4）」を提出することができる。

3 倶楽部の会長は、前項に規定する意見書が期限内に提出されない場合は、当該近隣地権者等からの意見がないものとみなすことができる。

#### （建築計画書等の審査）

##### 第16条

倶楽部の会長は、第13条に規定する「建築等計画書」、「チェックシート」及び第14条第3項に規定する「近隣説明実施報告書」の提出を受けたときは、すみやかにその内容について倶楽部に諮らなければならない。

2 倶楽部は、前条第2項に規定する「建築等計画意見書」が提出された場合は、その内容を尊重して審査を行わなければならない。

3 倶楽部の会長は、「建築等計画書」等の内容に疑義がある場合は、建築主等に対し、質問の聴取、資料の追加、変更の申し入れを行うことができる。

4 倶楽部の会長は、審査の結果を建築主等に対し、すみやかに「回答書（様式5）」により回答し、合わせて「建築等計画書」及び「チェックシート」の各1部を返却しなければならない。また、返却の際に地域まちづくり推進条例の「建築等行為の届出」について周知するものとする。

## 第5章 雑則

#### （事前説明）

##### 第17条

倶楽部は、対象地区において建築計画を検討している者、住民などから要望が出された場合、もしくは倶楽部が必要を認めた場合は、関係者に対して本ルールなどの説明を行う。

#### （まちづくりニュースの発行）

##### 第18条

倶楽部は、必要と認めた場合、次の各号などについて記載した「東海道戸塚宿まちづくり倶楽部ニュース」を発行し、対象地区内に広報する。

- 一 建築計画とその協議および審査に関する事項
- 二 まちづくりルールの普及、啓発、教育に関する事項
- 三 戸塚らしいまちなみ形成及び快適な商業・居住環境づくりに関する事項

四 地域内でのコミュニケーションづくり、おもてなしの場づくり、うるおいの増進、生活マナーの改善などに関する事項

2 まちづくりニュースの発行は、倶楽部の総会開催時に合わせ、年1回以上行うものとする。

(違反者への措置)

#### 第19条

倶楽部の会長は、本ルールに違反した者があったときは、当該違反者に対し、是正措置をとるよう求めることができる。

2 倶楽部の会長は、違反者が前項に定める求めに従わないときは、倶楽部の決定に基づき、違反の事実を公表することができる。

3 倶楽部の会長は、前項の公表を行おうとする場合は、あらかじめその者に対して公表する旨を通知するとともに、意見を聞く機会を設けなければならない。

(ルールの説明)

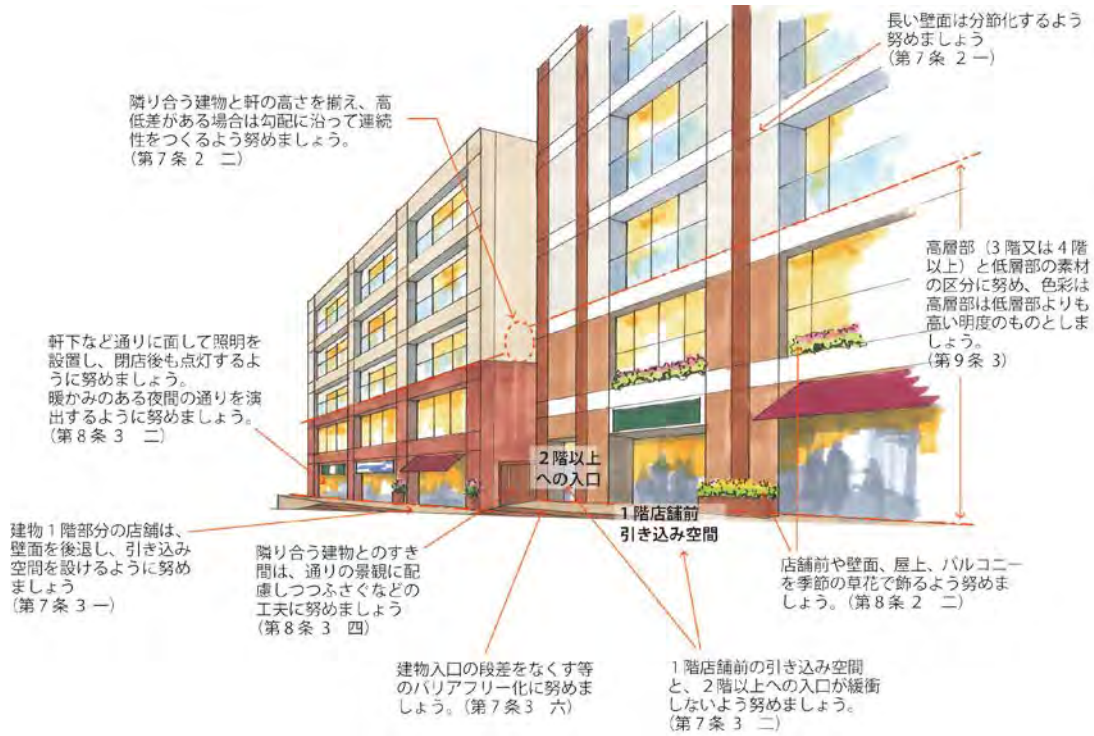
#### 第20条

地権者や土地活用等の事業活用を行う事業者等は、所有権の移転又は土地・建物の賃貸を行う場合には、新たにその権利を取得するものに対して、本ルールの内容を説明するものとする。

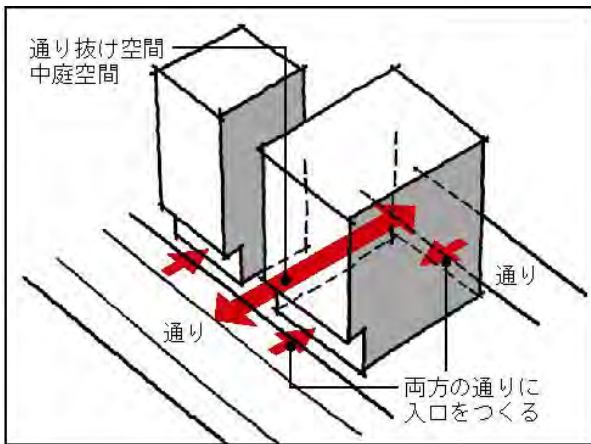
(附則)

1 このルールは、平成26年12月22日から施行する。

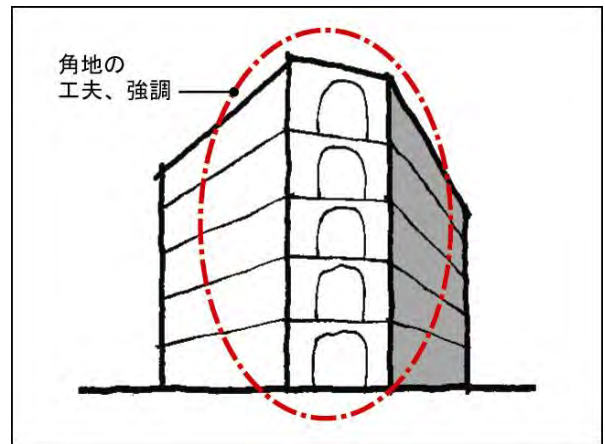
別図1 連続性のあるまち並みのための工夫



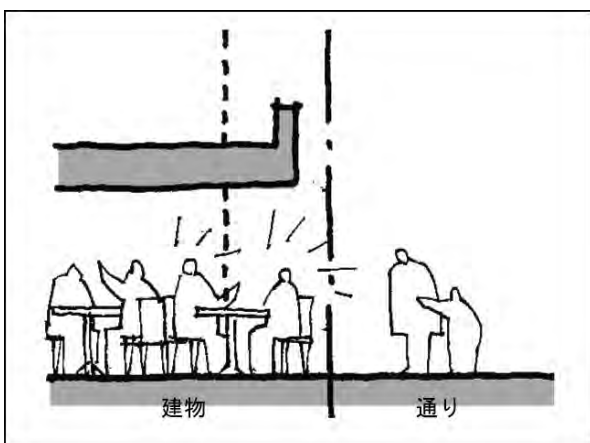
別図2 まちの回遊性を高める通り抜け空間等



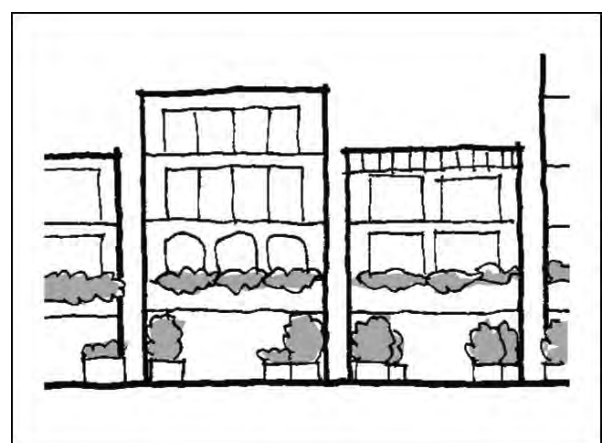
別図3 角地建物の工夫、協調



別図4 オープンカフェなど休憩スペース

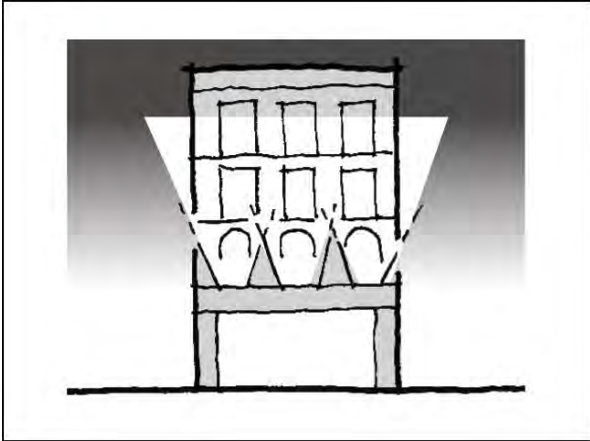


別図5 季節の草花で店舗前やバルコニーを飾る





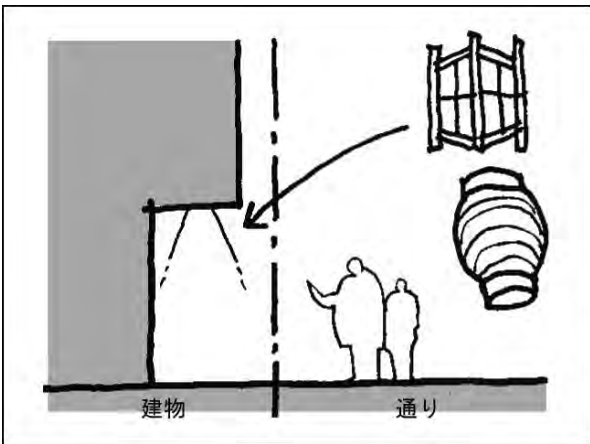
別図6 ライトアップ



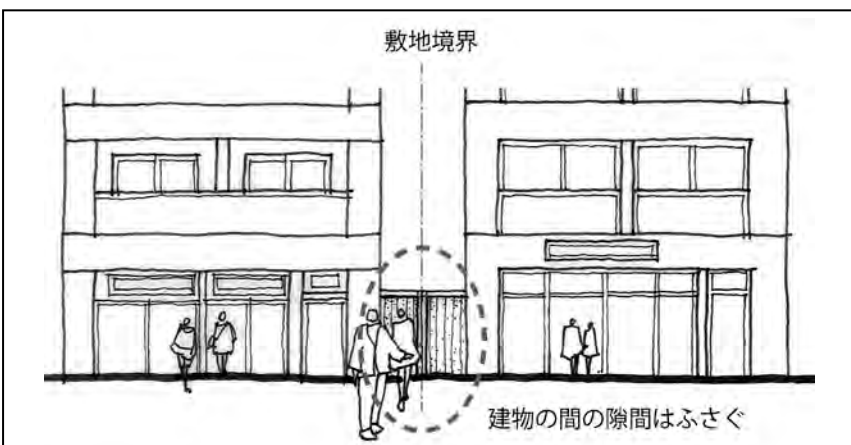
別図7 軒下などに調和のある照明



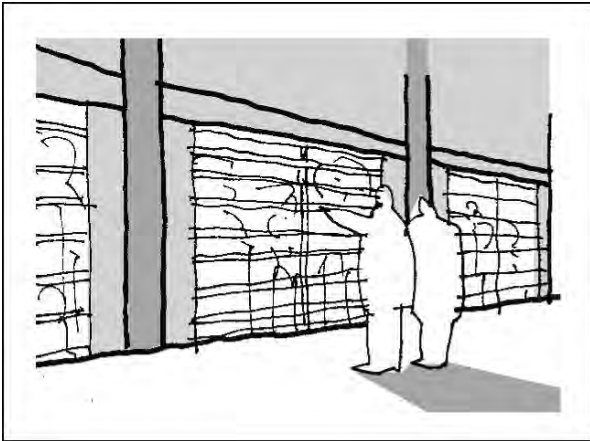
別図8 和風の趣ある照明



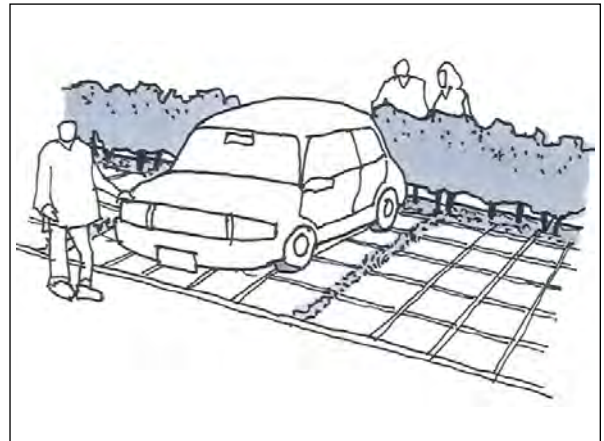
別図9 建物のすき間



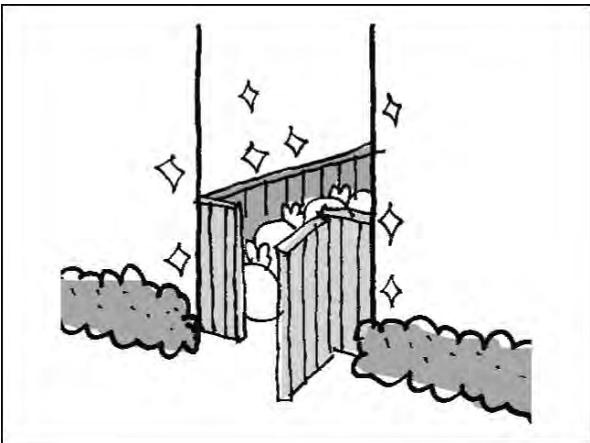
別図 10 透過性のあるシャッター



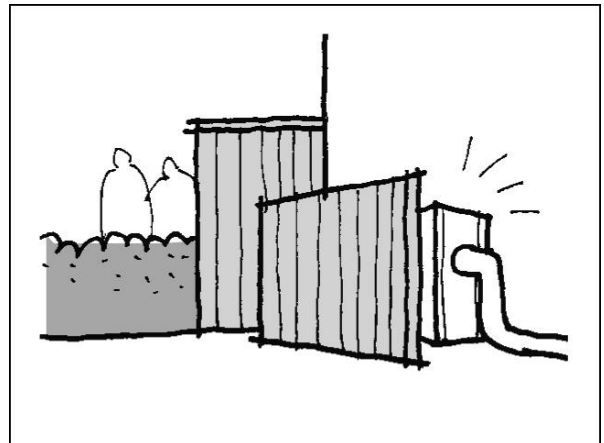
別図 11 駐車場の緑化



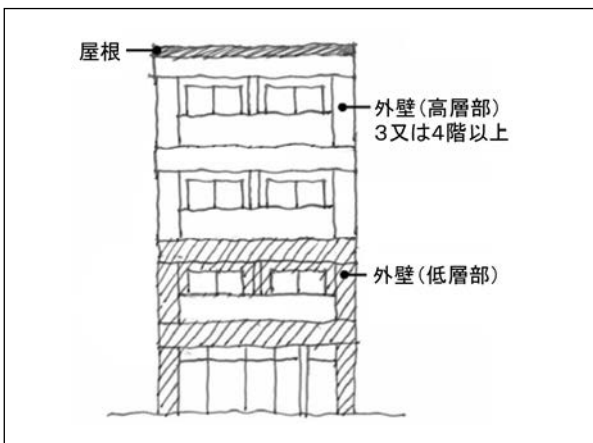
別図 12 ゴミ置き場付近の装飾、目隠し



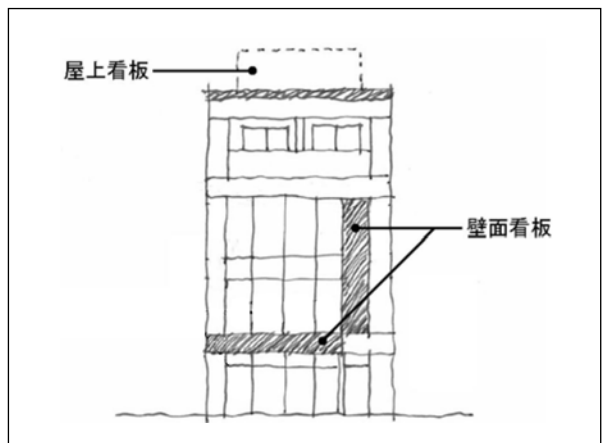
別図 13 屋外空調機付近の装飾、目隠し



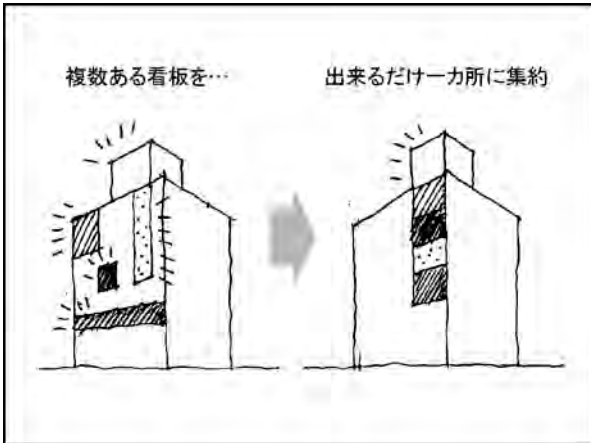
別図 14 低層部と高層部の区分図



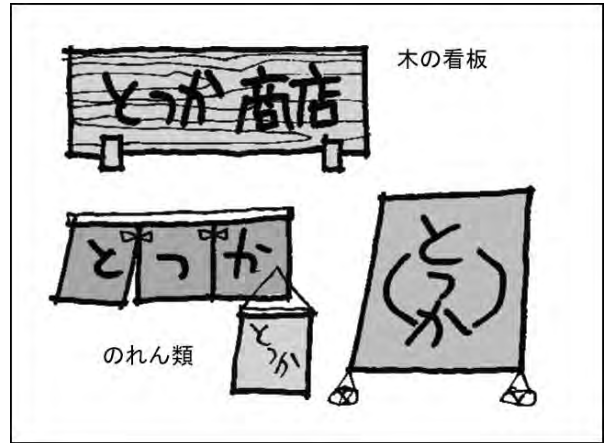
別図 15 屋外広告物の位置



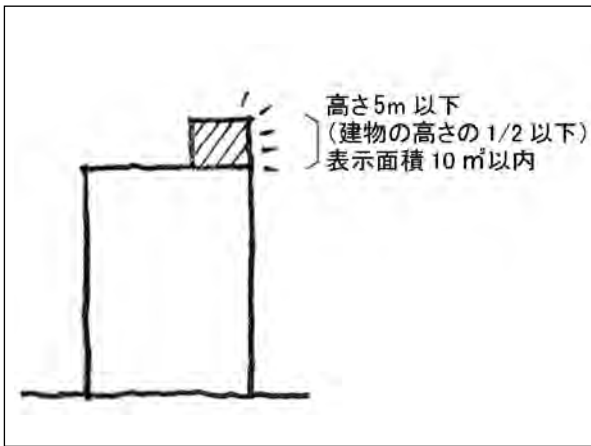
別図 16 屋外広告物の集約



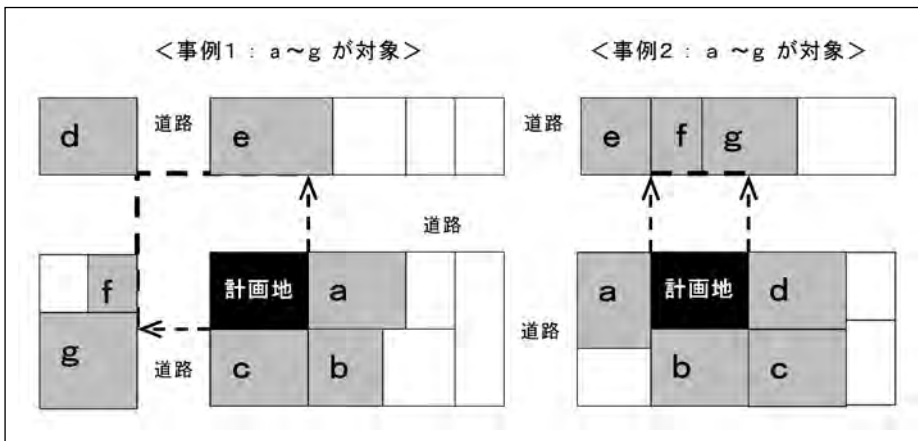
別図 17 和のかたちや素材を取り入れた看板、暖簾の例



別図 18 屋上広告物の位置と面積 (19.20.21 街区)



別図 19 近隣説明の範囲



別紙1. 外壁の色彩の制限

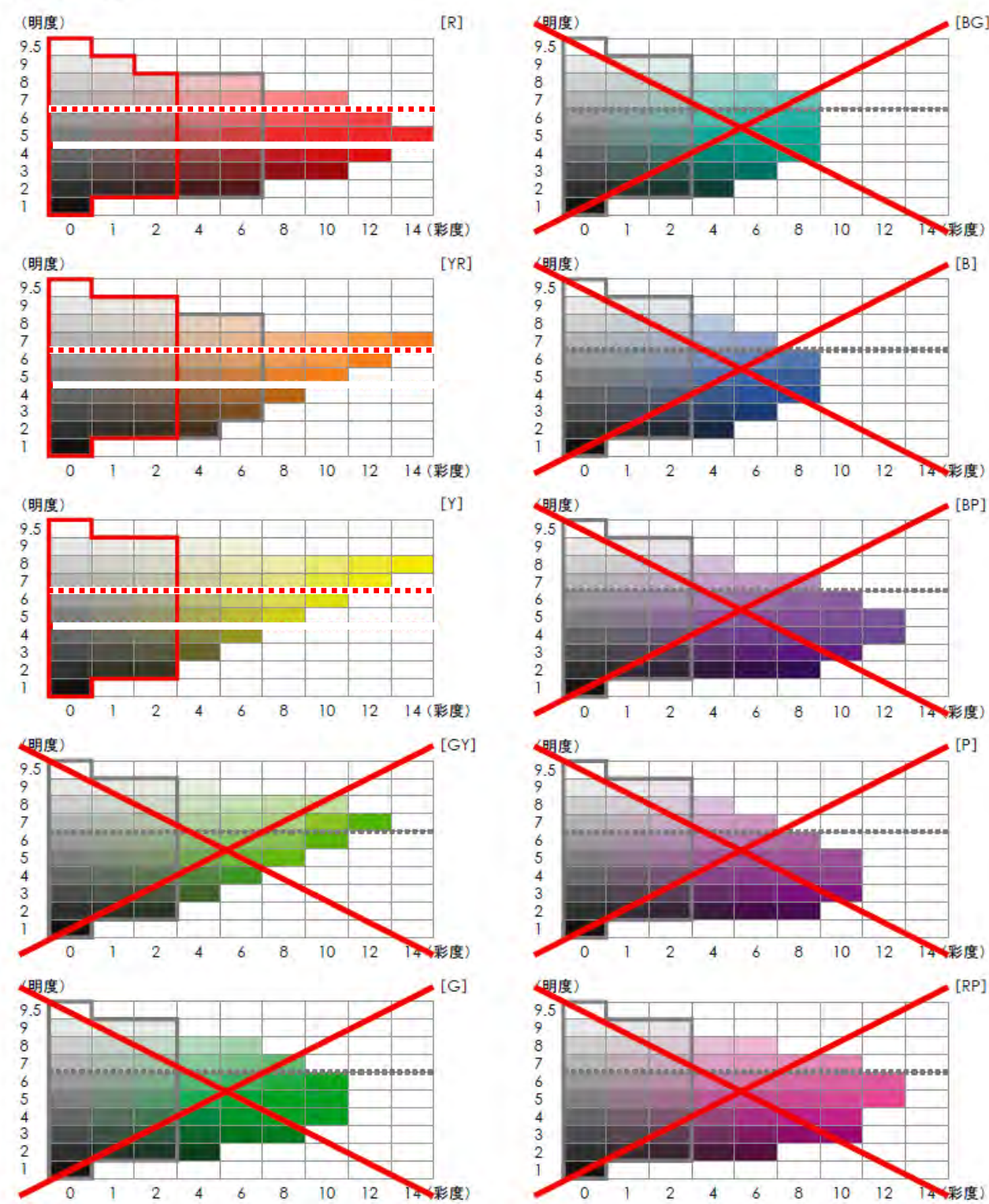
建物外壁の基調色…  色相R、YR、Y  
彩度3以下

屋根の基調色…  明度6以下

[色相]



[明度・彩度]



## 建築等計画書

東海道戸塚宿まちづくり倶楽部会長 殿

(建築主) 住 所

氏 名



東海道戸塚宿まちづくりルール第 13 条に基づき、建築等計画について次のとおり提出します。

建築場所	横浜市戸塚区 ( 街区)
工事管理者 または代理人 連絡先	住所： 氏名： 電話：
着工予定日	年 月 日
竣工予定日	年 月 日
特記事項	

※計画の種別と記載事項および提出図面

「建築物の建築」、「外観の変更」の場合 ⇒ ①

「工作物の建設又は設置」の場合 ⇒ ②

① 建築計画等の概要（該当する箇所すべてに記入してください）

主要構造	造
階数	地上 階 / 地下 階
用途	物販店 飲食店 サービス店 共同住宅 その他 ( ) ※該当するものを○で囲んでください
工事種別	新築 増築 改築 その他 ( )
外壁および 屋根の色	外壁： 屋根： ※基調色をマンセル記号、塗料番号等（最も近いもの）で示してください。 自然素材の場合は材料を記してください。

■添付図面：配置図、平面図、立面図、その他ルールの審査に必要な図面は必須（いずれも 1/100 以上のスケール）。

その他、完成イメージ図等は可能であれば提出してください。

外観の変更のみの場合、提出必須図面は立面図のみで可。

② 工作物の建設、設置の概要

構 造・材 質	造、その他（ ）
工作物の種類	門、門扉、塀、柵、擁壁、立体駐車場、屋外広告物 その他（ ）
設置する位置	
サ イ ズ	
色 彩	使用する主な色：

■添付資料：工作物の設置場所（GLもしくはFLからの高さを含む）、表示内容、形態、材質、色彩、照明の方法等が分かる図面等の資料を添付してください。

東海道戸塚宿まちづくりルール チェックシート

ルールの概要			適合・不適合 を選択	チェック欄
<b>1. 建物の形態について</b>				
隣り合う建物と協調し、通り全体で一体的な個性を演出した形態となっていますか？	ヒューマンスケールに配慮し、圧迫感を軽減するため、長い壁面は分節化した		適合・不適合	
	まち並みの連続性を形成するため、隣り合う建物と建物1階の軒の高さなどを揃えた(高低差がある場合は前面道路の勾配に沿って軒の高さの連続性をつかった)		適合・不適合	
にぎわいのある街並みを形成する形態となっていますか？	1階部分の店舗前は、壁面を後退し、引き込み空間を設けた		適合・不適合	
	東海道沿道の街区	隣り合う建物と引き込み空間をできるだけ連続させた	適合・不適合	
		1階店舗前の引き込み空間と2階以上への入口が緩衝しないようにした	適合・不適合	
		人の流れやにぎわいが東海道から見えるように、バルコニーの設置やガラスなどの透過性の高いものとした	適合・不適合	
	店舗の間口をできるだけ大きく、開放感のある設えとした		適合・不適合	
	並行する2つ以上の道路に接する敷地は、通り抜け空間や中庭空間を確保した		適合・不適合	
	1階部分は、人々の滞留を促すような用途とした(例:カフェ、レストラン、美容院など)		適合・不適合	
	角地の建物は、店舗の入口、ディスプレイ空間、植栽空間などを設けた(15街区の東海道に面していない敷地を除く)		適合・不適合	
高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全・安心に生活・買い物できるように、建物入口の段差をなくす等のバリアフリー化を図った		適合・不適合		
<b>2. まち並み景観について</b>				
快適なまち並みをつくり保持するため、歩いている人々との接点をもつ空間や店前の設えを工夫しましたか？	東海道沿道の街区	引き込み空間をオープンカフェや休憩スペースとした	適合・不適合	
	店舗前や壁面、屋上、バルコニーを季節の草花を飾った		適合・不適合	
	店前にベンチを設置した		適合・不適合	
	(7、9街区)	杜の軸に面する敷地では、樹木や植栽を配置するなど、積極的な緑化を図った	適合・不適合	
	(19～21街区)	杜の軸に面する敷地は、歩道に面して生け垣や植栽を設け、公園や斜面緑地との緑の連続性を確保した	適合・不適合	
夜間も安全・安心なまち並みづくりのため、楽しく安全に歩けるまちを目指して、照明を工夫しましたか？	建物や看板を上品にライトアップした		適合・不適合	
	建物の軒下などに通りに面して照明を設置して閉店後も点灯するようにした		適合・不適合	
	照明の色温度は 2500～3000K(ケルビン)程度とした		適合・不適合	
	屋外照明のデザインは、街区や通り単位で調和させた		適合・不適合	
	東海道沿道の街区	提灯や行灯など和の形をモチーフとした照明を工夫した	適合・不適合	
	通りに面しては、できるだけ暗がりをつくらぬよう、建築デザインや照明の工夫した		適合・不適合	
	すき間が生じる場合は、通りの景観に配慮しつつ、一般の人が入り込まないようにふさぐなど工夫した		適合・不適合	
シャッターを透過性のものにしたたり、ペイントを施すなどの工夫をした		適合・不適合		
通りに高いや生活の煩雑さが見えないように、隠したり、積極的にデザインするなど美観に配慮しましたか？	共同住宅がある場合は、専用の駐輪場を設けた		適合・不適合	
	駐車場、駐輪場は、人の視線が通り、車両を隠さない範囲で緑化した		適合・不適合	
	共同住宅がある場合は、専用のゴミ置き場を設けた		適合・不適合	
	ゴミ置き場は、目立たない位置に設置、あるいは、清潔に明るいデザインとした		適合・不適合	
室外機などの設備類を目立たない位置に設置、あるいは、囲いをつけるなどデザインの工夫をした		適合・不適合		

3. 建築物・工作物の素材・色彩・形について				
まち並みの統一感を創出するため、周辺の自然環境やまち並みと調和したものになっていますか？	建物外壁及び工作物の総面積の5分の4以上は、マンセル表色系R(赤系)・YR(黄赤系)・Y(黄系)の色を採用し、彩度3以下とした		適合・不適合	
	3階以上の建物の場合、建物外壁は、素材を高層部(3又は4階以上)と低層部で区分し、色彩は高層部は低層部よりも明度の高いものとした		適合・不適合	
	建物外壁の素材は、耐久性や日常の維持・管理のしやすさ、美しい経年変化を考慮したものとした		適合・不適合	
	屋根の色彩は、基調色の明度は6以下とした		適合・不適合	
屋外広告物はまち並みに配慮しましたか？	1つの建物に複数の店舗がある場合は、看板は出来るだけ1か所に集約して設置し、屋外広告物が煩雑なものにならない様な工夫をした		適合・不適合	
	東海道沿道の街区	「木」の看板や「のれん」類など、和のかたちや素材を取り入れた屋外広告物のデザインとした	適合・不適合	
	(19～21街区)	看板の高さを5m以下(建物の高さの2分の1が5m以下の場合、建物の高さの2分の1以下)で表示面積を10㎡以内とし、建物の壁面と一体的なデザインとした	適合・不適合	
4. 地域コミュニティの活性化				
	土地・建物に関する事業者、居住者に対して、積極的にまちづくりに参加・協力していくことを、十分に説明した、又は、する予定である		適合・不適合	
	地区全体をお客様への「おもてなしの場」としていくため、住民一人ひとりが自覚を持って騒音や放置自転車、道路にはみ出した陳列・立看板・昇り旗などに注意し、生活マナーの向上に努めるよう十分に説明した、又はする予定である		適合・不適合	

記入者: \_\_\_\_\_



## 近隣説明実施報告書

東海道戸塚宿まちづくり倶楽部 会長 殿

住 所

氏 名

(印)

東海道戸塚宿まちづくりルール第 14 条第 3 項に基づく、近隣説明を実施しましたので報告します。

NO	説明者 所属 氏名	説明年月日 時間	近隣地権者等 (説明を受けた者) 氏名	近隣地権者等 印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

## 建築等計画意見書

東海道戸塚宿まちづくり倶楽部 会長 殿

住 所

氏 名



\_\_年\_\_月\_\_日に説明を受けた、横浜市戸塚区（対象地の所在地）\_\_\_\_\_  
における建築等計画について、東海道戸塚宿まちづくりルール第15条第2項の規定により、次のとおり意見を提出します。

1 説明者氏名

2 意見

平成 年 月 日

## 回 答 書

住 所

氏 名 殿

東海道戸塚宿まちづくり倶楽部会長



東海道戸塚宿まちづくりルール第 13 条の規定により提出がありました、建築等計画については、同ルール第 16 条第 4 項の規定により、次のとおり回答します。

建築等計画書の内容を審査した結果、

( 承諾します ・ 承諾しません )

(承諾しない理由もしくは承諾するためにお願ひする事項)

また、同ルール第 19 条第 2 項の規定による事実については、

( 公表しません ・ 公表します )

(公表する事実の概要)

この後、地域まちづくり推進条例第 13 条に基づき、横浜市長へ届出が必要となります。建築等計画書の内容を審査した結果、東海道戸塚宿まちづくり倶楽部が承諾した場合、「建築等行為届出書」(同条例施行規則第 12 号様式) に本回答書の写し一式を添えて当該建築等行為の着手の 30 日前までに手続きを行って下さい。

なお、建築等計画書に変更が生じる場合は、事前に会長に申し出の上、再度、本ルールに基づき手続きを行って下さい。